障害者雇用率制度・納付金制度等の在り方について 関係資料

- 精神障害者に関する雇用率カウントについて
- 手帳を所持していない精神障害者の取扱いについて



精神障害者に関する雇用率カウントについて

論点

精神障害者は令和4年度末まで短時間労働者を1カウントとする特例を設けている。また、 精神障害者は身体・知的障害者と異なり「重度」といった取扱いがない。

これらの取扱いについては以下のとおりとしてはどうか。

- 精神障害者の職場定着率は週20時間から30時間勤務の場合が高くなっており、その職場定着を進める観点から、精神障害者である短時間労働者を1カウントとする特例を継続してはどうか。
- また、精神障害者の個別性の高さを踏まえると、特例を継続するに当たっては、一律に要件を設けることはせず、新規雇入れ又は手帳取得から3年間という要件を外してはどうか。ただし、週30時間以上の勤務を希望する者が短時間勤務のまま留め置かれることがないよう、行政機関が一定程度関わる形にしてはどうか。
- 精神障害者の就労困難性と精神障害者保健福祉手帳の等級は必ずしも関係するものではないという意見等様々な意見があることを踏まえると、<u>精神障害者の「重度」という取扱いについては、ただちにこれを設けるので</u>はなく、調査・研究等により、引き続き検討することとしてはどうか。
- なお、特例の期間については、今後、「重度」の検討について一定の整理がされた際に改めて検討することとし、当分の間、特例を継続してはどうか。

精神障害者である短時間労働者に関するカウントの特例について

平成30年4月から、精神障害者の雇用が義務化されるとともに、法定雇用率が引き上げられたことに伴い、精神障害者の職場定着を進める観点から、精神障害者である短時間労働者の算定に関する特例措置を設けている。

【措置の内容】

精神障害者である短時間労働者で、<u>次の要件をいずれも満たす者については、1人をもって1</u>人とみなす。

- ① 新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ、
 - ② 令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

<留意事項>

- ・ 退職後3年以内に、同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはしない。
 - ※ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の 場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。
- ・ 発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健 福祉手帳を取得した場合は、知的障害の判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

障害者の平均勤続年数の推移

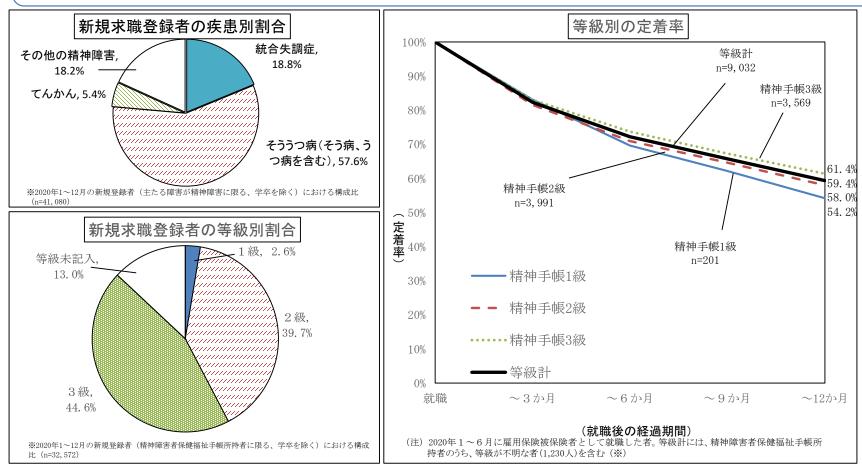
○ 障害者の平均勤続年数については、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月	_
平成30年	10年2ヶ月	7年5ヶ月	3年2ヶ月	3年4ヶ月

※ 勤続年数:事業所に採用されてから調査時点(平成25年:11月1日、平成30年:6月1日)までの勤続年数をいう。 ただし、採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることが明らかとなった者の勤続年数は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神科医の診断書により企業が把握した年月(ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを把握した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日(診断日))を起点とした。

ハローワークにおける精神障害者の職業紹介状況

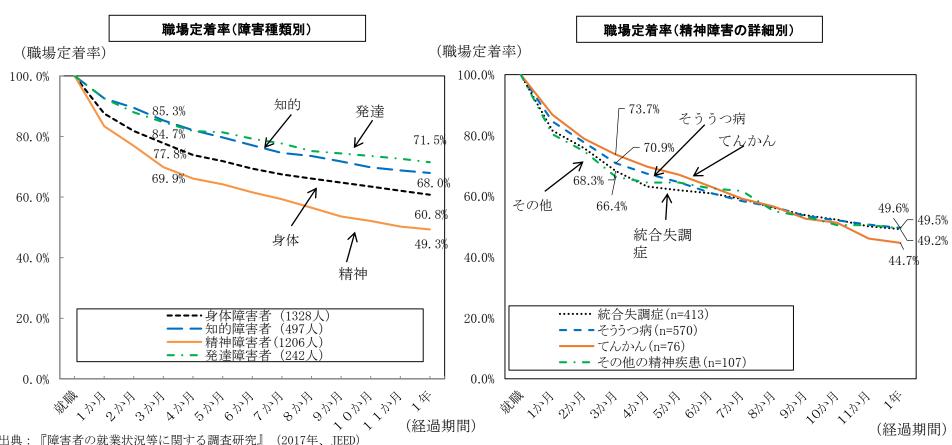
- 精神障害者を疾患別にみると、そううつ病が半数以上(約6割)を占め、統合失調症(約2割)が続いている。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、3級・2級がほぼ同程度で約4割ずつ、1級は少ない(2.6%)。
- 精神障害者の職場定着率は、等級の違いによる大きな差はみられず、12か月後の定着率は概ね6割程度。



[※] 等級別の定着率については、2020年1月以降、精神障害者保健福祉手帳を所持する求職者の等級を把握できるようになったことから、①ハローワークで求職申込を行った求職者であって、精神障害 者保健福祉手帳を所持する者のうち、②2020年1~6月に雇用保険被保険者として就職した者のみを抽出し、就職後の定着状況を集計したもの。なお、2020年1月~6月における精神障害者(手帳非所持者も含む)の新規求職申込件数全体は20.667人。

精神障害者の就労の状況について①

ハローワークから就職した障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。



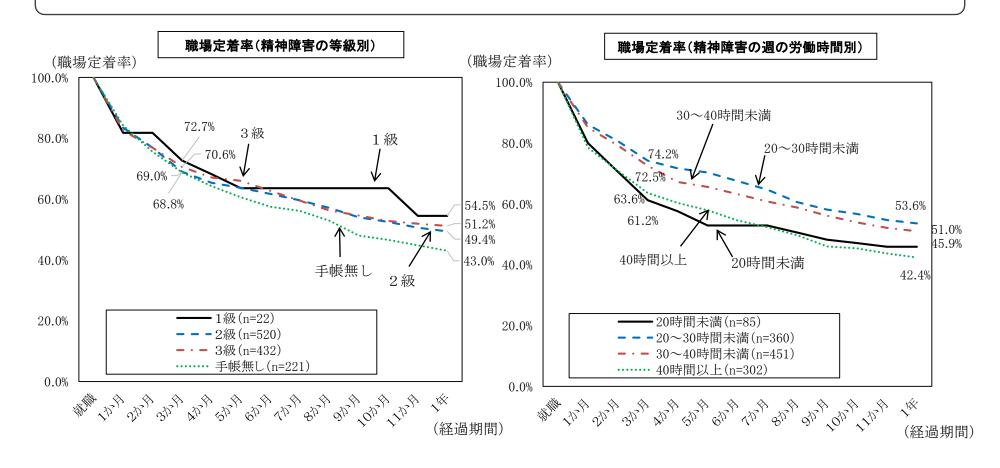
(※1) 2015年7月1日から8月31日の2か月の間に、全国で134所の公共職業安定所の専門援助部門(障害者窓口)の紹介により就職した者であって、主たる障害が身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある者を対象として調査。上記の数値には、そのうち、A型を除いた一般企業へ就職した者のみ(n=3,273)を集計。

(注) 「3か月以降1年」の職場定着率:就職後3か月時点で職場定着していた者の就職後1年時点までの職場定着率

^(※2) 精神障害者の詳細別の職場定着率について、就職後3か月、3か月以降1年のいずれの職場定着率においても、<u>有意差は認められないことに留意。</u>同調査には「精神障害重複」の者も調査しているが、サンプル数が少ない(n=5)ため割愛。

精神障害者の就労の状況について②

精神障害者の職場定着率を週の労働時間別にみると、週20~30時間勤務の場合が最も高い。



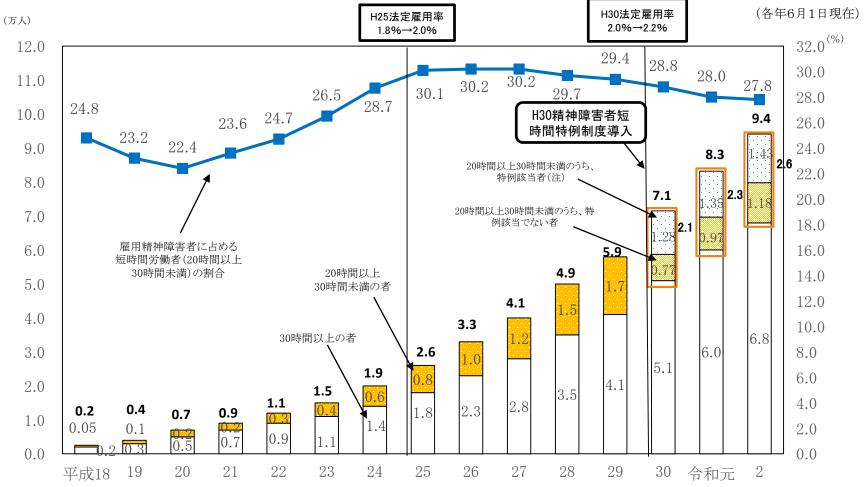
出典:『障害者の就業状況等に関する調査研究』 (2017年、JEED)

^(※1) 精神障害の等級別の職場定着率について、就職後3か月、3か月以降1年のいずれの職場定着率においても、<u>有意差は認められないことに留意。</u>

^(※2) 精神障害の週の労働時間別の職場定着率について、就職後3か月の職場定着率は10%水準で有意であった(3か月以降1年については有意差は認められなかった)。

週所定労働時間別雇用精神障害者(実人数)の推移(H18~R02)

- 精神障害者の短時間労働者数(20時間以上30時間未満, 実人数)は増加傾向。
- 短時間労働者の割合は約3割で横ばい傾向。



(参考)雇用身体障害者に占める短時間労働者の割合:11.5%(3.6 / 26.3(万人)) 雇用知的障害者に占める短時間労働者の割合:19.6%(2.4 / 12.3(万人)) 出典:障害者雇用状況の集計結果

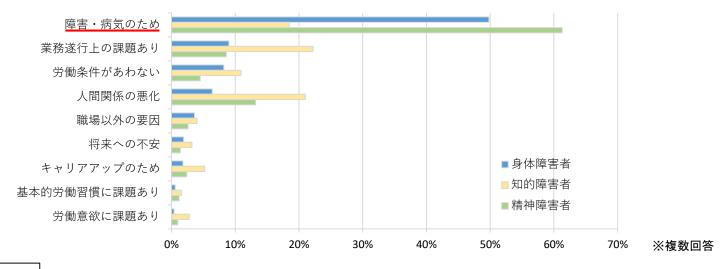
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

⁽注)精神障害者短時間特例制度:平成30年4月から令和5年3月31日までに雇入れられた精神障害者である短時間労働者で、次のいずれかに該当する者は1人としてカウントする。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

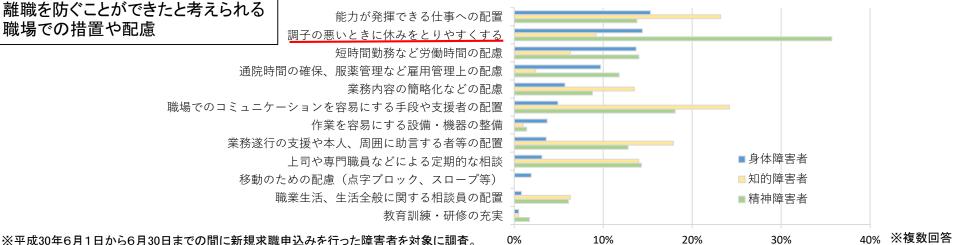
障害者の継続雇用の課題となり得る要因

精神障害者の継続雇用の課題としては、身体障害者・知的障害者と比べ、不調時の対応に関するものが多く 見られる。

具体的な離職理由



離職を防ぐことができたと考えられる 職場での措置や配慮



(出典)「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」(2020年3月、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)による。

1. 特例適用者のフルタイム勤務への移行意志と勤続年数の関係①

(1) フルタイム勤務への移行意志

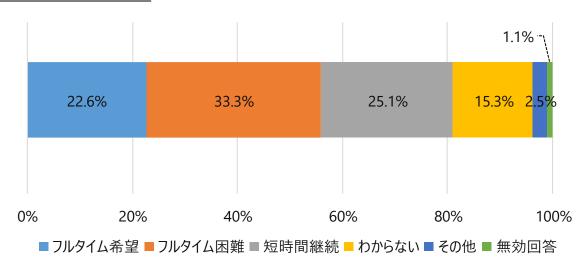
◆ 設問

項目	略称
フルタイム勤務に移行したい	フルタイム希望
現状では、フルタイム勤務への移行は難しい	フルタイム困難
短時間勤務をこのまま続けたい	短時間継続
今のところわからない	わからない
その他	その他

- ✓ 「第1回 当事者質問紙調査(2019年度)」より。
- ✔ 左の表の選択肢から1つを選んで回答(単一回答)

◆ 集計結果

	対象者数	(人)
フルタイム希望	80	(22.6%)
フルタイム困難	118	(33.3%)
短時間継続	89	(25.1%)
わからない	54	(15.3%)
その他	9	(2.5%)
無効回答	4	(1.1%)
合計	354	(100.0%)



- フルタイムへの移行を希望する者が23% 短時間勤務を続けたいとする者が25%
- 現状ではフルタイムへの移行は難しいとする者が33%で最も多かった。

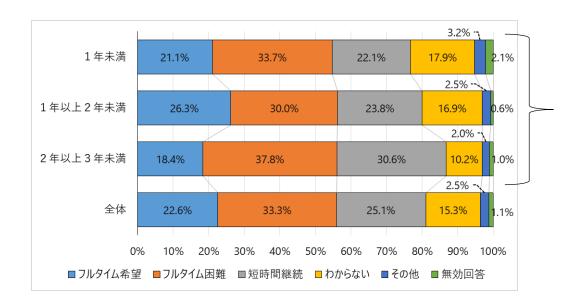
1. 特例適用者のフルタイム勤務への移行意志と勤続年数の関係②

(2) フルタイム勤務への移行意志と勤続年数

ムフ	ルタイム	4- n+ nn				
	ルフイム	短時間	わからない	その他	無効回答	合計
	困難	継続	わかりない	(U)	無別凹合	
20	32	21	17	3	2	95
%)	(33.7%)	(22.1%)	(17.9%)	(3.2%)	(2.1%)	(100.0%)
42	48	38	27	4	1	160
%)	(30.0%)	(23.8%)	(16.9%)	(2.5%)	(0.6%)	(100.0%)
18	37	30	10	2	1	98
·%)	(37.8%)	(30.6%)	(10.2%)	(2.0%)	(1.0%)	(100.0%)
0	1	0	0	0	0	1
(%)	100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
80	118	89	54	9	4	354
(%)	(33.3%)	(25.1%)	(15.3%)	(2.5%)	(1.1%)	(100.0%)
3	20 1%) 42 3%) 18 4%) 0	20 32 1%) (33.7%) 42 48 3%) (30.0%) 18 37 4%) (37.8%) 0 1 0%) (100.0%) 80 118	20 32 21 1%) (33.7%) (22.1%) 42 48 38 3%) (30.0%) (23.8%) 18 37 30 4%) (37.8%) (30.6%) 0 1 0 0%) (100.0%) (0.0%) 80 118 89	20 32 21 17 1%) (33.7%) (22.1%) (17.9%) 42 48 38 27 3%) (30.0%) (23.8%) (16.9%) 18 37 30 10 4%) (37.8%) (30.6%) (10.2%) 0 1 0 0 0%) (100.0%) (0.0%) (0.0%) 80 118 89 54	20 32 21 17 3 1%) (33.7%) (22.1%) (17.9%) (3.2%) 42 48 38 27 4 3%) (30.0%) (23.8%) (16.9%) (2.5%) 18 37 30 10 2 4%) (37.8%) (30.6%) (10.2%) (2.0%) 0 1 0 0 0 0%) (100.0%) (0.0%) (0.0%) (0.0%) 80 118 89 54 9	20 32 21 17 3 2 1%) (33.7%) (22.1%) (17.9%) (3.2%) (2.1%) 42 48 38 27 4 1 3%) (30.0%) (23.8%) (16.9%) (2.5%) (0.6%) 18 37 30 10 2 1 4%) (37.8%) (30.6%) (10.2%) (2.0%) (1.0%) 0 1 0 0 0 0 0%) (100.0%) (0.0%) (0.0%) (0.0%) 80 118 89 54 9 4

上述した(1)の「フルタイム勤務への 移行意志」の回答を、「勤続年数」ごと に集計



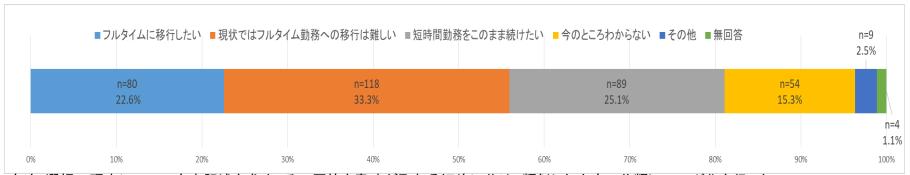


- フルタイム勤務への移行意志の回答比率 は、勤続年数によって有意に異なるとは 言えない**
 - ※ 分析に当たっては、期待値が小さいフルタイム移行意 志の「その他」と「無効回答」、勤続年数の「3年以上」を除外したうえで、 χ^2 検定を行った。

2. 特例適用者のフルタイム勤務への移行意志(自由記述)

- ✓ 「第1回当事者質問紙調査(2019年年9月)| より
- ✓ 調査の基準となる日:2019年9月1日

「フルタイム勤務への移行意志」(1(1)再掲)



方法:選択の理由について自由記述を求め、その回答を意味が取れる切片に分け、類似した内容で分類し、コード化を行った。

くフルタイムに移行したい>

く現状ではフルタイム	勤務への移行	は難しい>
------------	--------	-------

く短時間勤務をこの	Dまま続けたい>
-----------	----------

<	今の	ところ	分か	らない	>

12	D,	۱ ملاا	
· ~	u)	ΠIJ.	~

収入を得たい	33	49.3%
やりがいや充実感を得たい	9	13.4%
自活・自立したい	8	11.9%
勤務時間の延長を希望	5	7.5%
将来が心配	3	4.5%
生活の向上	3	4.5%
社会保障を得たい	3	4.5%
家庭との両立	1	1.5%
その他	2	3.0%
計	67	100.0%

体調・体力・疾病のため難しい	55	50.9%
現状で仕方がない	15	13.9%
現状が望ましい	8	7.4%
家庭との両立	7	6.5%
自信がない・不安	6	5.6%
勤務時間の延長を希望	5	4.6%
体調が大切	4	3.7%
他にやりたいことがある	4	3.7%
仕事や職場の難しさ	2	1.9%
通勤に時間を取られるため	1	0.9%
その他	1	0.9%
計	108	100.0%
-		

体調・体力・疾病のため難しい	19	29.2%
現状が望ましい	16	24.6%
仕事や職場の難しさ	6	9.2%
現状で仕方がない	5	7.7%
勤務時間の延長を希望	3	4.6%
家庭との両立	3	4.6%
控除等税金対策	3	4.6%
体調が大切	2	3.1%
自信がない・不安	2	3.1%
他にやりたいことがある	2	3.1%
通勤に時間を取られるため	1	1.5%
考えていない	1	1.5%
その他	2	3.1%
計	65	100.0%

体調・体力・疾病のため難しい	7	19.4%
自信がない・不安	5	13.9%
分からない・検討中	5	13.9%
体調が大切	4	11.1%
現状が望ましい	3	8.3%
<u>通勤に時間を取られるため</u>	2	5.6%
収入を得たい	1	2.8%
社会保障がほしい	1	2.8%
家庭との両立	1	2.8%
現状で仕方がない	1	2.8%
主治医・家族の判断	1	2.8%
その他	5	13.9%
計	36	100.0%

勤務時間の延長を希望	4	30.8%
収入を得たい	2	15.4%
体調が大切	2	15.4%
自信がない・不安	2	15.4%
生活の向上	1	7.7%
体調・体力・疾病のため難しい	1	7.7%
主治医・家族の判断	1	7.7%
計	13	100.0%

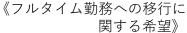
注)自由記述に回答のあった231人のデータに基づき作成した。また、複数回答であるため、比率については、5つの選択肢それぞれにおけるコード数の合計に対する比率になる。

- <フルタイムに移行したい>では、「収入を得たい」、「仕事へのやりがいや充実感を得たい」、「自活・自立したい」の3項目で、70%を超えている。
- 消極的な現状維持を示すく現状ではフルタイム勤務への移行は難しい>、積極的な現状維持を示すく短時間勤務をこのまま続けたい>、<今のところ分からない>については、いずれも「体調・体力・疾病のため難しい」が最も高くなっている。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 「精神障害者である短時間労働者の雇用に関する実態調査~雇用率算定方法の特例が適用される労働者を中心として~」(2019~2021年度)

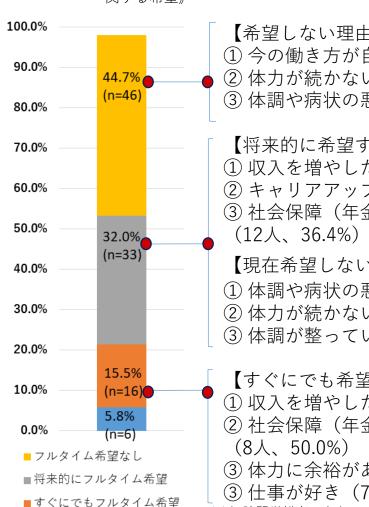
短時間で働く精神障害者のフルタイム勤務に対する考え

- ✓ 「パネル調査(2020年度) | より
- ✓ 調査の基準となる日:2021年2月1日



■わからない

《右に示した選択肢から選択された理由のうち上位3位 (複数選択式)》



【希望しない理由】n=46

- ① 今の働き方が自分に合っている(28人、60.9%)
- ② 体力が続かない(27人、58.7%)
- ③ 体調や病状の悪化が心配(25人、54.3%)

【将来的に希望する理由】n=33

- ① 収入を増やしたい(26人、78.8%)
- ② キャリアアップを図りたい(14人、42.4%)
- ③ 社会保障(年金や健康保険等)に入りたい

【現在希望しない理由】n=33

- ① 体調や病状の悪化が心配(14人、42.4%)
- ② 体力が続かない(12人、36.4%)
- ③ 体調が整っていない(11人、33.3%)

【すぐにでも希望する理由】 n=16

- ① 収入を増やしたい(16人、100.0%)
- ② 社会保障(年金や健康保険等)に入りたい
- ③ 体力に余裕がある(7人、43.8%)
- ③ 仕事が好き (7人、43.8%)
- ※ 短時間労働者のうち、フルタイム勤務に対する考えについての 質問に回答した101人のデータより作成

《各理由の選択肢(「その他」を除く)》

【希望しない理由】

- 1.体力が続かない
- 2.今は体調が整っていない
- 3.体調や病状の悪化が心配
- 4.主治医や家族から止められている
- 5.家事や育児、介護などとの両立が難しい
- 6.今の働き方が自分に合っている
- 7.十分な収入を得ている
- 8.他にやりたいことがある

【将来的に希望する理由】

- 1.収入を増やしたい
- 2.什事が好き
- 3.キャリアアップを図りたい
- 4.社会保障(年金や健康保険等)に入りたい

【現在希望しない理由】

- 1.体力が続かない
- 2.今は体調が整っていない
- 3.体調や病状の悪化が心配
- 4. 主治医や家族から止められている
- 5.家事や育児、介護などとの両立が難しい
- 6.今の働き方が自分に合っている
- 7.十分な収入を得ている
- 8.他にやりたいことがある

【すぐにでも希望する理由】

- 1.収入を増やしたい
- 2.仕事が好き
- 3.体力に余裕がある
- 4.時間に余裕がある
- 5.体調が安定している
- 6.キャリアアップを図りたい
- 7.社会保障(年金や健康保険等)に入りたい
- 8.働きやすい環境が整っている

手帳を所持していない精神障害者の取扱いについて

論点

現在、障害者雇用率制度における対象障害者の範囲は原則、手帳所持者に限られているが、精神障害者保健福祉手帳を所持していない精神障害者の取扱いについては以下のとおりとしてはどうか。

- 就労促進等の観点から自立支援医療受給者証の所持者等は雇用率の対象にすべきとの意見がある一方で、 自立支援医療受給者証に生活能力等に関する記載欄はなく、障害の有無は判断できないとの指摘があった。また、自立支援医療受給者証所持者のうち「重度かつ継続」を雇用率の対象にしてはどうかとの意見や、個別の就労困難性を判断することが重要であるとの意見等、様々な意見があった。
- これらの意見を踏まえ、<u>精神障害者保健福祉手帳を所持していない者を障害者雇用率制度における対象障</u> <u>害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく</u>、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断 の在り方にかかわる調査・研究等も参考に、引き続きその取扱いを検討してはどうか。

精神障害者保健福祉手帳等について

	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療(精神通院医療)受給者証
目的	手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が 講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社 会参加の促進を図ること	心身の障害を除去・軽減するための医療について、 <u>医療費の自己負担額を軽減すること</u>
対象者	精神疾患(てんかん、発達障害を含む。)により、 <u>長期にわたり日常</u> 生活又は社会生活への制約がある者	精神疾患により、通院による治療を続ける程度の状態の者 ※「重度かつ継続」ではなく、市町村民税所得割23万5千円以上の者は対 象外
	例)統合失調症、うつ病、躁うつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)、その他の精神疾患(ストレス関連障害等) ※ 知的障害があり、上記の精神疾患がない者は対象にならない。 ※ 初診から6か月以上経過していることが必要	例)統合失調症、うつ病、躁うつ病などの気分障害、不安障害、薬物などの 精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、強迫性人 格障害など「精神病質」、てんかん など
有効期間	2年	1年
効果	・各種税制優遇(所得税・住民税の控除、贈与税に非課税等)・障害者雇用率へのカウント・障害者職場適応訓練の実施など	精神疾患等に対し、「指定自立支援医療機関」において入院しないで行う医療(外来、デイケア、訪問介護等を含む。)に要する医療費について、自己負担額を1割(又はそれぞれの上限額)にする
取得手続き	市町村の障害福祉課等に、 ・障害者手帳申請書 ・医師の診断書(※)又は障害年金を受給していることを証する書類の写し ※ 精神保健指定医若しくは精神障害の診断又は治療に従事する医師が記載したもの(てんかん、発達障害、高次脳機能障害者等について、精神科以外で診療を受けている場合は、各専門の医師が記載したもの)	市町村の障害福祉課等に、 ・自立支援医療(精神通院)支給認定申請書 ・医師の診断書(※)(手帳と同時に申請する際は、「重度かつ継続」以外は 左記の手帳用の診断書も可) ・世帯所得状況確認書類 ※ 指定自立支援医療機関に限る
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
交付数	台帳登載数 1,062,700人(平成30年度衛生行政報告例)	支給認定件数 2,105,973件(平成30年福祉行政報告例)

精神障害者保健福祉手帳について

※東京都の場合

第4号様式 (第3条関係)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

等	級	
	401	ł

(フリガナ) ()	明・大	
氏 名	昭・平 年 月 日生(歳)
住 所		
1 病名 (1) 主たる精神障害	ICD⊐−k ()
(ICDコードは、 EDOs FDO CAO (2) 従たる精神障害	ICD⊐−ド ()
F00~F99、G40 のいずれかを記載 (3) 身体合併症		
してください。)	障害者手帳(有・無、種別	級)
2 初診年月日(前医がある場合、前医が初めて診断	した日が主たる精神障害の初診年月日とな	:ります。)
	月 日(診療録で確認・本人又は家族等	の申立て)
(a) Its is a little with the l	月頃)	
3 発病から現在 (推定発病時期 年 までの病歴及び ※入院歴及び通院歴を含め、具体)		
治療内容等		
(推定発病年月、 発病状況、		
初発症状、		
治療の経過、 治療内容等を		
	。) の場合、発症の原因となった疾患名と	その発症日
さい。) (疾患名	年	月 日)
4 現在の病状・状態像等(該当する項目を○で囲ん)		
※おおむね過去2年間の状態について記載してく (1) 抑うつ状態	ださい。	
1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ	気分 4その他()	
(2) 騒状態 1行為心迫 2多弁 3感情高揚・易刺激性 4-2	Z-D4h (
(3) 幻覚妄想状態	COME	
1幻覚 2妄想 3その他()	
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他()	
(5) 統合失調症等残遺状態		
1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 (6) 情動及び行動の障害	()	
1爆発性 2暴力・衝動行為 3多動 4食行動の	の異常 5チック・汚言 6その他()
(7) 不安及び不穏 1強度の不安・恐怖感 2強迫体験 3心的外傷!	で関連する存状 4 製飾・転換存状	
5その他(CIRCLE 9 STREAM STATES SALES	
(8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害)(発作型 1 てんかん発作 発作型(イ・ロ・ハ・ニ) 頻度(
てんかん発作の型 イ:意識障害はないが、随意運動		
	制する発作 ニ: 意識障害 を呈し、状況にそぐわない	丁為を示す発作
2 意識障害 3 その他() (9) 精神作用物質の乱用、依存等		
1アルコール 2覚醒剤 3有機溶剤 4その他		
ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遅発性精神病性障? 現在の精神作用物質の使用 有・無(不使)	害 エその他()) 用の場合: 年 月以後不使用)	
(10) 知能、記憶、学習及び注意の障害		
1知的障害(精神遅滞)ア軽度 イ中等度 ウ重! 2認知症 3その他の記憶障害(度 愛の手帳(有・無、等級等)
2 総対症 3 ての他の記憶障害 (4 学習の困難 ア読み イ書き ウ算数 エその(他()	
5遂行機能障害 6注意障害 7その他()	
(11) 広汎性発達障害関連症状 1相互的な社会関係の質的障害 2コミュニケー:	ションのパターンにおける質的障害	
3限定した常同的で反復的な関心と活動 4その		
(12) その他()	

	原本手帳申請時に	添付(自立支援医	療と同時)	提出先ごとに作成し、○をつけ	すてください 。
6名((①東京都送付用	②区市町村控用 ③医療	機関控用
4	の病状、状態像等の具体的	内程度、症状、検査所見	等 ※おおむね過去	2年間の状態について詳しく記載	してください。
極	查所見(検査名、検査結果	長及び検査時期を記入し	てください。)		
ださ	活能力の状態 (保護的環境 い。児童については、年齢				定してく
	現在の生活環境 院・入所(施設名	1.40	(マ単位: /字	(族等と同居)・その他(¥2
	日常生活能力の判定(該)			、肤寺と同店)・ての他(1.5
	※病状・状態像等との整				
7			3/1/20		
		的にできるが援助が必要	援助があれば	できる・できない	
1	身辺の清潔保持及び規則	明止しい生活 的にできるが援助が必要	- 10 mi 45 to 30 145	ガキア・ガキわり	
ウ		りにくさるか援助か必要	・仮明かめれば	ceo. cean	
6	THE SECOND SECOND SECOND	ねできるが援助が必要・	援助があればで	きる・できない	
I	通院と服薬 (要・不要)				
		ねできるが援助が必要・	援助があればで	きる・できない	
A	他人との意思伝達及び	対人関係 ねできるが援助が必要・打	場所なるわけつ	キェ・ガキ かし)	
カ			変列がつのれいまし	ea.cean	
98		ねできるが援助が必要・	援助があればで	きる・できない	
キ	社会的手続及び公共施設	役の利用			
		ねできるが援助が必要・		きる・できない	
2	LOWER THE PARTY AND THE PARTY	び文化的社会的活動へのはできるが援助が必要・		キフ・ガキかい	
(3)	日常生活能力の程度(該)				
	※病状・状態像等及び日				
7		日常生活及び社会生活は			
1		生活又は社会生活に一定は			
	精神障害を認め、日常生 精神障害を認め、日常生				
	精神障害を認め、身の国			別で必要とする。	
		4777 CIRIO C 70 C X	C -95 7 9		
6	の具体的程度、状態等				
就労	状況について ア 一般就	労 イ 障害者雇用 ウ	7 その他()	
	在の障害福祉等サービスの	Carlo		○で囲んだ項目について具	体的な内容
を記	載してください。) ※ (1)	~ (3) については「随	書者の日常生産	舌及び社会生活を総合的に	支援するため
	律 に規定するサービス		-0.1 (0)	日本人業 / 1 1 1 1 1	
	自立訓練(生活訓練)(2 その他の障害福祉サービ				£0
12)	Castigas in the Castigation of	> (0) toled H-44-45 (0)	THINKS (1)	20	
	+				
備	写				
	NATT - 200 - 1000				夏京都で記入しますので
	年 月 日 医组	京機関コード			を確定してください。
				〈自立支援医療と	同時申請時〉
医	療機関所在地				Section of the sectio
	称			the standard and standard	at the state of
- 1	話番号			・自立支援医療(談当・非談当
1180				garayan. sasa sasa	
	師氏名			重度かつ継続(該当・非該当
(自筆	(又は記名捺印)			200000000000000000000000000000000000000	60.100

自立支援医療(精神通院医療)受給者証について

※ 東京都の場合

※自立支援指定医療機関(精神通院)の登録がお済みになっていることをご確認下さい。

<u> </u>	发泪足运源(成场)特件地说/07豆稣//	93/AV/10/3 7 CV -9CC 2 C 1 1 1 1 1 CV - 5
第12号様式(第	[8条関係] 自立支援医療	家診断書 (精神通院)
氏名	リガナ	※年齢もご記載ください。
		明・大・昭・平・令 年 月 日生(歳)
住 所 〒		
1 病名		;;; ,
(ICD コードは		ICD = k
F00∼F99, G		
のいずれかを記 してください。)		ICD =- k
U(\/\cev.\s)	(3)身体合併症	※ICD コードは2ケタ以上 (例 F**)で記載してください。
		起因する疾患のみご記載下さい。それ以外は8備考欄へご記載下さい。)
2 発病から現る	在 (推定発病時期 年	月頃、 初診日 年 月)
までの病歴	※病歴、初診日を含めた受診歴を具体的に	
(推定発病年)	月、※入院中は申請できませんので、退院日及	ひ通院事実をご確認ください。
発病状況、		
初発症状、 治療の経過 ⁴	at	
石族の経過: を記載して:		
ださい。)	`	
3 現在の病状	、状態像等(該当する項目を○で囲んでく)	がたい)
(1) 抑うつ状!		(C & V '0)
	動抑制 2易刺激性・興奮 3憂うつ気分	4 その他 ()
(2) 躁状態 1 行為心泊	2多弁 3感情高揚・易刺激性 4その	OH (
(3) 幻覚妄想		ne (
	妄想 3その他()	
	興奮及び昏迷の状態 昏迷 3 拒絶 4 その他()
(5)統合失調		ŕ
	感情平板化 3意欲の滅退 4その他()
(6) 情動及び 1爆発性	17動の障害 2易怒性 3気分変動 4暴力・衝動行為	5常同行為 6多動
7食行動の	異常 8性行動の異常 9チック・汚言	
(7) 不安及び 1 強度の不	不穏状態 安・恐怖感 2精神運動不穏 3心身衰弱	4 強迫体験 5 心気症状
6心的外傷	に関連する症状 7解離・転換症状 8そ	の他 ()
		t以下を参照して該当するものを○で囲んでください。)
		回/月・年) 最終発作 (年 月 日) 動が失われる発作 ロ:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
	ハ:意識障害の有無を問わず、	転倒する発作 ニ:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
	3その他(物質の乱用、依存等	
	物質の乱用、依任寺 ル 2覚醒剤 3 有機溶剤 4その他()
ア乱用	イ依存 ウ残遺性・遅発性精神病性障害	
	憶、学習等の障害 (精神遅滞) ア軽度 イ中等度 ウ重度	
	3その他の記憶障害()
	難 ア読み イ書き ウ算数 エその他()
	障害 6注意障害 7その他(達障害関連症状)
1相互的な	社会関係の質的障害 2コミュニケーショ	
	常同的で反復的な関心と活動 4その他(
(12) その他 ()

提出先ごとに作成し、○印をつけてください。	①東京都送付用 ②区市町村控用 ③医療機関控用
氏名() 4 3の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見	(※現在の病状を日常生活への影響や診察時の様子をふまえて 具体的にご記載ください。)
5 現在の治療内容 (1) 投薬内容 (※診断名に対する薬剤名(商品名可)をご記載ください	,)
(2) 精神療法等 (※「通院精神療法」「行っている」「支持的精神療法 治療の必要性がわかるように診察時にどのような	等の簡単な記載でなく、医学的観点から継続的な通院 治療や指導がなされているのかをご記載ください。)
(3) 訪問看護指示の有無 (有 ・ 無)	
6 今後の治療方針 (※治療目標(症状、日常生活能力、社会適 来通院頻度調整等を含む)をご配載くださ	応等の面から記載)をふまえて、継続的に行っていく治療方法(薬物課整、外 い。)
7 現在の障害福祉サービスの利用状況 (該当する項目を○で囲んでください。) ※(1)~(3)については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービスに限る。 (1)自立訓練(生活訓練) (2)共同生活援助(グループホーム) (3)居宅介護(ホームヘルプ) (4)その他の障害福祉サービス((5)訪問指導等 (6)なし	8 備考
年 月 日 医療機関コード 医療機関所在地 名 称 電話番号 医師氏名 (自筆又は記名捺印)	※7ケタの医療機関 コードをご記入く ださい。 ※主たる積沖障害が ICD-10 コード(F4~F9)の場合で高額治 療機統者(重度かつ継続)を申請するときは指定医番号もし くは従事年数(3年以上)の配載が必要となります。 精神保健指定医の証の番号: 精神保険指定医の証の番号:
(日本人は記石採中) ※ 東京都で記載いたしますので、空欄のままでお願いいたします。	相口心亦读字字数。 生

東京都記載欄: 自立支援医療対象 (該当・非該当) 備考(記載もれがないことを今一度ご確認のうえ、ご提出ください。

医療受給者証所持者について(手帳所持状況・就労状況)

- ○医療受給者証所持者のうち、いずれの手帳も所持していない者は少なくとも約4割程度存在している可能性。
- ○医療受給者証所持者(※2)のうち、49.0%が無職となっている。

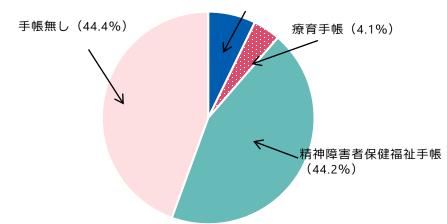
精神通院医療受給者の手帳所持者数

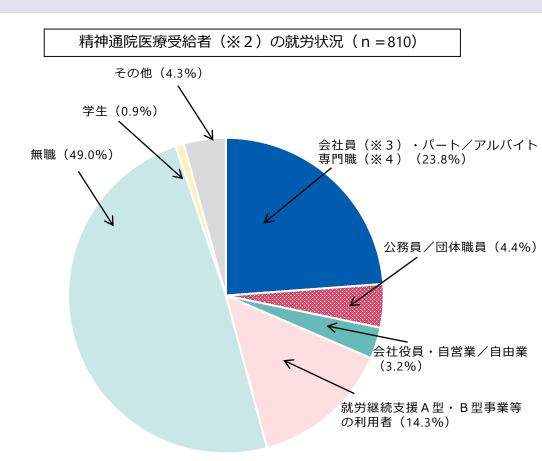
(単位:人)

身体手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
6 1	3 5	3 7 3

(推計) 精神通院医療受給者の手帳所持割合(※1)

身体手帳(7.2%)





(資料出所)自立支援医療受給者の世帯状況等に関するアンケート調査結果(2017年11月)。原則として、平成28年10~11月に自立支援医療受給者証の交付を受けた者について、平成28年10年1月現在の状況により調査。回答数1,587人・回収率28.1%。

ただし、「精神通院医療受給者の就労状況」については、一部、回答区分を厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課において統合している。

(※1)推計については、①3手帳の重複所持はないと仮定し、②同アンケート「受診の際の費用」において「精神通院医療」として回答した者を総数(精神通院医療の者の回答総数は、実際にはそれ以上の可能性)として、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課において割合を推計。

(※2)障害者だけでなく、障害児の保護者も含まれることに留意が必要。(※3)正社員又は契約社員/派遣社員 (※4)医師・弁護士・会計士等

医療受給者証所持者について(重度かつ継続)

○医療受給者証所持者のうち、約半数が重度かつ継続となっている。

自立支援医療における支給認定件数(令和元年度)のうち、重度かつ継続である精神通院医療の医療受給者数

総数	うち重度かつ継続	割合
(A)【人】	(B)【人 】	(B/A)【%】
2,182,913	1,001,724	45.9

アンケート回答者(平成28年10月時点)のうち、重度かつ継続である精神通院医療の医療受給者数

総数	うち重度かつ継続に該当する者	割合
(A)【人】	(B)【人】	(B/A)【%】
5 8 1	3 8 8	66.8

(資料出所)上図:令和元年度 福祉行政報告例

下図:自立支援医療受給者の世帯状況等に関するアンケート調査結果(2017年11月)

参考資料

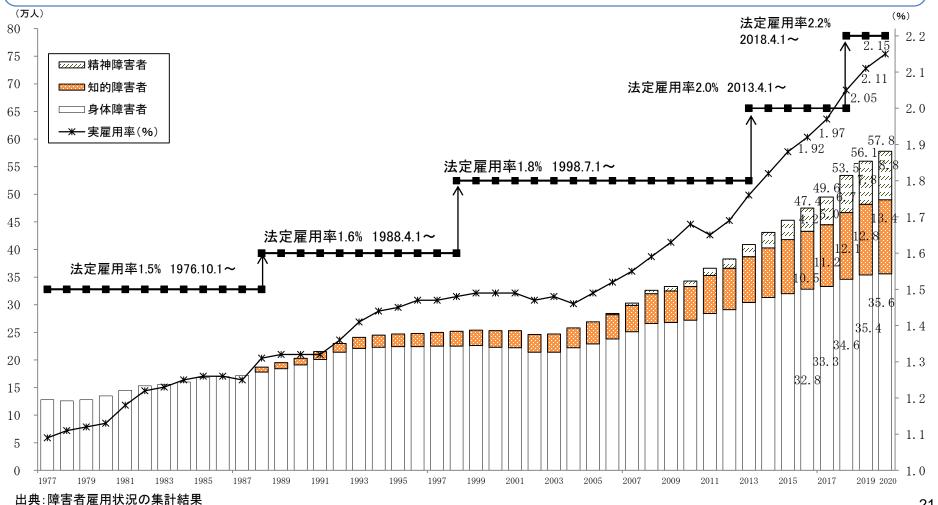
障害者雇用の状況

(2020年6月1日現在)

〇 民間企業の雇用状況

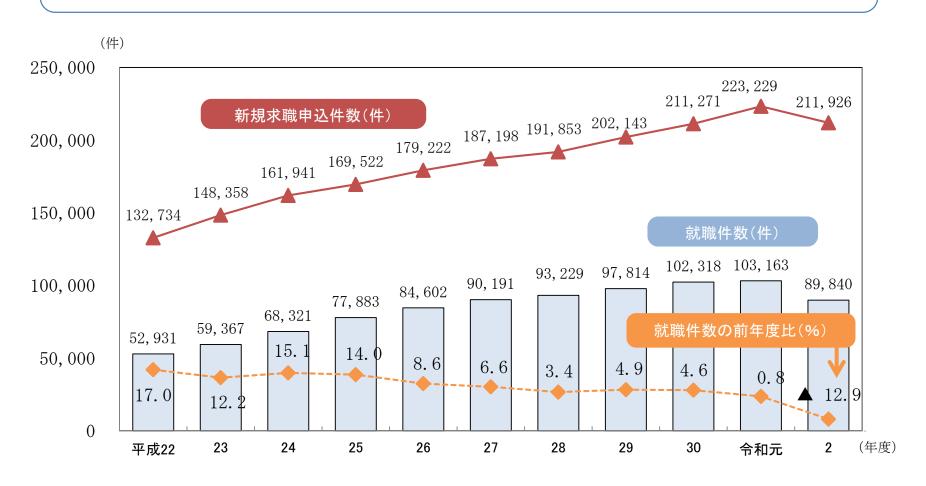
雇用者数 57.8万人 (身体障害者35.6万人、知的障害者13.4万人、精神障害者8.8万人) 実雇用率 2.15% 法定雇用率達成企業割合 48.6%

雇用者数は17年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

〇 令和2(2020)年度のハローワークにおける障害者の就職件数は89,840件と、平成20年度以来、12年 ぶりに減少。新規求職申込件数は211,926件と、平成11年度以来、21年ぶりに減少。

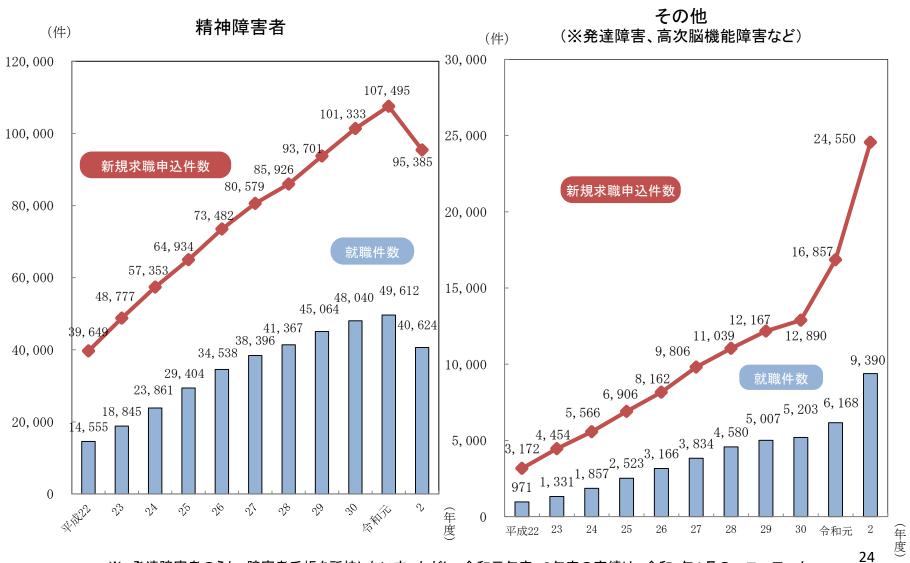


ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)①



※令和2年1月のハローワーク刷新の影響により、令和2年度の実績はそれ以前の実績と単純比較できないことに留意。

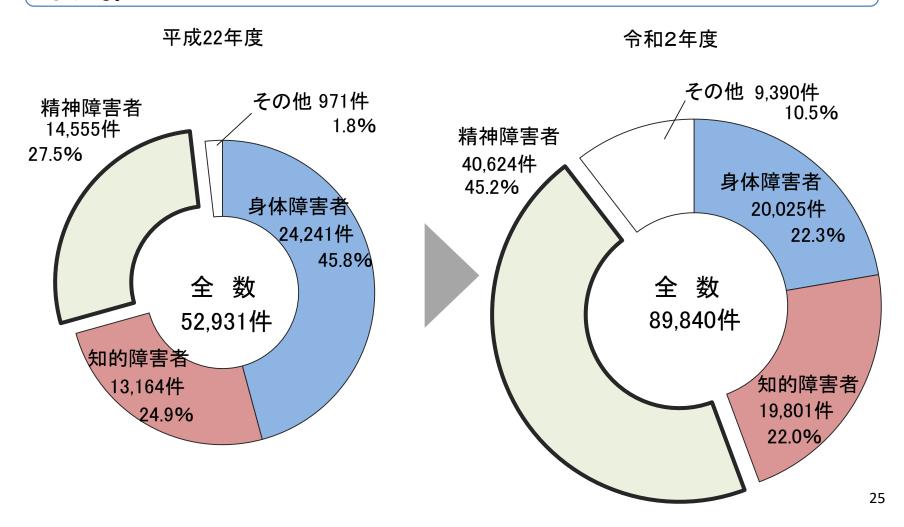
ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)②



※ 発達障害者のうち、障害者手帳を所持しない方。ただし、令和元年度、2年度の実績は、令和2年1月のハローワークシステム刷新の影響により、障害者手帳を所持する発達障害者の方が一部含まれている。

ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

〇ハローワークにおける障害者の就職件数を障害種別にみると、特に精神障害者の就職件数が大幅に増加 している。



精神障害者の継続雇用の課題となり得る要因(事業主回答)

令和元年7~9月に、精神障害者雇用トータルサポーターの支援を受けた事業主(N=883)に対してアンケートを実施。アンケート項目のうち、精神障害者の雇用について、苦慮している点・不安な点については下記の通り。

○障害・病気のため

- ・職場定着支援期間中に、本人の病状が悪化
- ・気付かないところでの病状悪化が不安
- ・体調不良になりやすく、勤怠が不安定
- 本人が体調を崩して離職した
- ・不調時の対応方法が分からない

○業務遂行上の課題あり

- ・業務量の調整の必要がある
- ・他部署の社員とのコミュニケーションが苦手のため、業務の範囲が限られる

○障害に対する自己理解が不十分

- ・面接の際には障害受容ができている様子だったが、実際に働くと障害に対処しきれていない部分が見受けられた
- ・自分の病状を理解しておらず、感情のコントロールができない

○人間関係の悪化

・同僚との人間関係がうまくいっていない

〇職務の選定が困難

- ・障害者に依頼できる業務がない
- •ひとりひとりへの業務付与が困難
- ・特性に応じた仕事がない
- ・今後も雇用数を増やしたいが、業務の切り出し方法で行き詰まる可能性がある

○労働条件があわない

- 採用直後から、長時間働ける精神障害者がなかなかいない
- ・長時間勤務ができない
- ・短時間勤務の社員の労働時間をどのように増やすべきか、基準が不明確

〇企業側の障害に対する知識・理解が不十分

- ・個々の特性に応じた対応ができない
- ・困難ケースへの対応がわからない

○評価制度やキャリアアップへの課題

- ・ステップアップして長く勤めてもらいたい
- ・常勤の可能性等、障害者の今後の方針が決まっていない
- キャリア指導が難しい
- ・安定した障害者の方の今後の方針について、評価やステップ アップが未定

※上記は全て記述式の回答。

精神障害者保健福祉手帳の等級の基準について

精神障害者保健福祉手帳制度

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを <u>不能ならしめる</u>
〇	程度のもの。
2級	精神障害であって、日常生活が <u>著しく制限</u> を受けるか又は日常
〇	生活に <u>著しい制限を加えることを必要</u> とする程度のもの。
3級 〇	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

(参考1)療育手帳制度

重度(A) ©	知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者。 ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。 ・異食、興奮などの問題行動を有する。
それ以外(B)	知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不
〇	自由等を有する者。

(注)

- ・ 療育手帳は各自治体の独自制度であるため、判定区分や呼び名は自治体によって異なる。
- ・ 国が示している障害の程度は「重度(A)」と「それ以外(B)」のみ。
- ・ 上記の知能指数の数値の他に、「学習能力」「作業能力」「社会性」等を参考に、総合的に障害の等級は決定される。

(参考2)身体障害者手帳制度

重度◎	1 級	視覚障害:両眼の視力の和が0.01以下のもの。 肢体不自由:両上肢・下肢の機能を全廃したもの。 両上肢を手関節以上で欠くもの。又は両下肢を大腿の2 分の1以上で欠くもの。 内部障害:心臓、じん臓等の各種臓器の障害により自己の身辺の日 常 生活が極度に制限されるもの。
0	2 級	視覚障害:両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの。 聴覚障害:両耳全ろう。 肢体不自由:両上肢・下肢の機能の著しい障害。 両上肢のすべての指を欠くもの。又は両下肢の下腿の2 分の1以上で欠くもの。
	3 級	視覚障害:両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの。 聴覚障害:耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの。 肢体不自由:両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの。 一上肢のすべての指を欠くもの。 一下肢の機能を全廃したもの。 内部障害:心臓、じん臓等の各種臓器の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの。
非重度〇	4 級	視覚障害:両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの。 聴覚障害:耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの。 肢体不自由:両上肢のおや指を欠くもの。 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの。 一下肢の機能の著しい障害。 内部障害:心臓、じん臓等の各種臓器の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。
	5 級	視覚障害:両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの。 肢体不自由:両上肢のおや指の機能の著しい障害。一下肢の股関節又 は股関節の機能の著しい障害。
	6級	視覚障害:一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの。 聴覚障害:40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの。 肢体不自由:一上肢のおや指の機能の著しい障害。一下肢の足関節の機能の著しい障害。

障害者手帳所持者数について

1. 身体障害者手帳交付台帳登載数

出典:福祉行政報告例

登載数 (人)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総	数	5,206,780	5,231,570	5,252,242	5,227,529	5,194,473	5,148,082	5,107,524	5,087,257	5,054,188
18歳	未満	107,936	107,021	106,461	105,318	103,969	102,391	100,948	99,958	98,369
18歳	以上	5,098,844	5,124,549	5,145,781	5,122,211	5,090,504	5,045,691	5,006,576	4,987,299	4,955,819

2. 療育手帳交付台帳登載数

出典:福祉行政報告例

	登載数 (人)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	総数	878,502	908,988	941,326	974,898	1,009,232	1,044,573	1,079,938	1,115,962	1,151,284
	18歳未満	226,384	232,094	238,987	246,336	254,929	262,702	271,270	279,649	287,548
L	18歳以上	652,118	676,894	702,339	728,562	754,303	781,871	808,668	836,316	863,736

3. 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

出典:衛生行政報告例

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登載数 (人)	635,048	695,699	751,150	803,653	863,649	921,022	991,816	1,062,700	1,135,450

精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施 〇令和2年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 74.8% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へ移行した割合





精神障害者 (新規求職者約10.1万人)

- 〇障害特性の理解が十分でない者
- 〇職業生活上の課題整理が十分で ない者
- ○離転職を繰り返す者
- 〇コミュニケーションが特に困難な者
- ○メンタルヘルスに配慮を要する者
- 〇安定所以外の支援機関の援助が 、得られない者

ハローワーク 専門援助部門

業務内容



精神障害者雇用 トータルサポーター

·精神保健福祉士
·臨床心理士

アウトリーチによる企業への働きかけ

- ・課題解決のための相談援助
- •個別定着支援
- ・医療機関と企業の橋渡し業務
- 先進事例の収集

精神障害者に対する支援

- ・カウンセリング
- 就職準備プログラムの実施
- 職場実習のコーディネート
- ・専門機関への誘導
- ・フォローアップ

地域障害者職業センター



支援依頼

- •職業評価
- •準備支援
- ・ジョブコーチ

専門機関



連携

- ・障害者就業・生活支援センター
- ·就労移行支援事業所
- •医療機関 等

精神障害者雇用トータルサポーターの支援状況

◎ ハローワークにおいて、本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、 事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施

	配置人数(※1)	支援件数(※2)	就職率(※3)	
令和2年度	237	161,357	80.9%	
令和元年度	237	156,825	71.2%	
平成30年度	245	158,136	69.5%	
平成29年度	392	141,594	64.7%	
平成28年度	390	122,526	61.2%	
平成27年度	356	106,388	57.6%	

^{※1} 平成30年度から、トータルサポーターの勤務時間・日数を統一したため、配置人数が大幅に変動している。

^{※2} 本人へのカウンセリングや相談支援、支援機関への誘導、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための企業への支援等。

^{※3} 就職に向けた次の段階に移行した者(①就職(トライアル雇用含む)、②職業紹介ができる段階への移行、③職業訓練・職場適応訓練へのあっせん)のうち、就職した者の割合。令和2年度より、就職準備段階から就職まで一貫した支援が行えるよう、トータルサポーターが職業紹介も実施できるよう取扱を変更。②について、実際に職業紹介を行った者に限定することとしたため、就職率の計上方法は、令和2年度から異なっている点に留意。

企業向けチーム支援の実施

○ 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、HWが中心となって各種支援機関と連携し、企業 ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫 して支援する。

障害者雇用推進チーム

- 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター」や「精神障害者雇用トータルサポーター」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果 ・効率的な取組方針を決定。



就職支援コーディネーター

ハローワーク

自治体

地域障害者職業センター

障害者就業・生活支援センター

福祉事業所



精神障害者雇用 トータルサポーター

支援内容

- ・ 職場実習の実施
- 就労移行支援事業所や 特別支援学校の見学
- ・企業向けセミナー
- ・業務の切り出し支援
- ・求人受理

- 各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- 職場定着支援

準備段階

採用活動

採用後

精神障害者等の就労パスポート

概要

- ▶ 精神障害者等が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を支援機関と一緒に整理し、 就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。
- ▶ 精神障害者等の障害理解や支援機関同士での情報連携等を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促進。

活用スキーム

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲等は、精神障害者等本人の意向による。

障害のある方







様々な体験

自己理解を深める

ふり返り

就労パスポート

5つの記載項目

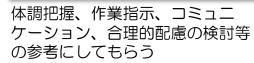
- 〇 職務経験
- 〇 仕事上のアピールポイント
- 〇 体調管理と希望する働き方
- 〇 コミュニケーション面
- 〇 作業遂行面
- ◆ 本人の特徴やできること、希望する配慮を、チェック方式と 自由記述で整理

「〇〇の対応が可能」、「〇〇の支援により〇〇の対応が可能」といった内容

事業主、職場の上司・同僚等

事業主等に分かり やすく伝える

職場実習前、採用面接時、就職時



就膱後

雇用管理上の配慮の実施状況確認、 ステップアップに際して必要な配慮、 支援内容の検討等の参考にしてもらう



精神障害者等 一人ひとりの 特徴に即した 職場環境整備



就労パスポートによる情報の共有と連携

各支援機関による就労パスポート作成支援、就職・定着支援

